

福祉タクシー利用券の交付申請



「福祉タクシー利用券」（令和2年度分）の交付申請を3月27日(金)から受け付けます。

◇対象者

市内の在宅の障害者で、次のいずれかの交付を受けている人

- ①身体障害者手帳の1級または2級
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④特定疾患医療受給者証

◇申請に必要なもの

手帳または特定疾患医療受給者証、印鑑

※申請後、タクシーの初乗り料金（650円）を助成する利用券（48枚つづり）を交付します。

「じん臓機能障害1級」の人には、72枚つづりを交付します。



◇申請窓口

福祉事務所 福祉係（西別館）、浮羽市民課（浮羽市民センター2階）

※市と契約したタクシー会社（光タクシー、浮羽交通、朝田タクシー）でのみご利用いただけます。

※一年度に1回限りの申請となります。2回以上の申請はできませんので、ご注意ください。

※受取の際に、利用に関するアンケートの回答にご協力ください。

●問合せ

福祉事務所 福祉係 TEL75-4961

ハンセン病を正しく理解しよう！



～間違った知識や誤解はありませんか～

わたしたちにできること
学校や家庭でも話し合ってみませんか？



- ◆親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。
- ◆実名を名乗ることができない。
- ◆結婚しても子どもを産むことが許されない。
- ◆一生療養所から出て暮らすことができない。
- ◆死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえない。

こうした生活をハンセン病元患者のみなさんは長い間、強いられてきました。
あなたは想像できますか？

誤った国の政策などによって、ハンセン病患者、元患者及びその家族は長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病 Q&A

Q.ハンセン病はどんな病気ですか？

A.ハンセン病とは、1873年（明治6年）、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によって起こる病気です。感染し、発病すると、手足などの末しょう神経がまひし、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、身体の一部が変形するといった後遺症をもたらすことがありました。

Q.ハンセン病はうつるんですか？

A.「らい菌」は感染力が弱く、日常生活で感染することはありません。非常にうつりにくい病気です。感染しても発病することはほぼありません。

Q.ハンセン病は治るのですか？

A.よく効く薬があって完全に治ります。また、薬を飲むと数日で感染力を失い、早期に治療すれば後遺症もありません。以前は患者が一家族内に現れることも多く、潜伏期間が数年と長いことなどから、遺伝病と誤解されることもありました。

